

町田市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 (2 0 2 4 年) 8 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市下水道条例の一部を改正する条例

町田市下水道条例（平成 6 年 1 2 月町田市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
（排水設備の工事の施行） 第 8 条 排水設備の新設等の工事は、市長の<u>指定を受けた者</u>（以下「町田市排水設備工事指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。 （指定基準） 第 8 条の 3 町田市排水設備工事指定工事店の指定を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。 （1）略 （2）<u>市長が技能を有する者として登録したもの（以下「排水設備工事責任技術者」という。）を選任していること。</u> （3）略 2・3 略 （工事店証の交付） 第 8 条の 4 略 2 町田市排水設備工事指定工事店は、工事店証を<u>毀損し</u>、又は紛失したときは、直ちに市長に再交付の申請をしなければならない。 （排水設備工事責任技術者証の交付） 第 8 条の 9 略 2 排水設備工事責任技術者は、排水設備工事責任技術者証を<u>毀損し</u>、又は紛失したときは、直ちに市長に再交付の申請をしなければならない。 （下水の排除の制限） 第 1 1 条 法第 1 2 条の 1 1 第 1 項の規定によ	（排水設備の工事の施行） 第 8 条 排水設備の新設等の工事は、<u>市長が技能を有する者として登録したもの（以下「排水設備工事責任技術者」という。）が専属する業者として市長が指定したもの</u>（以下「町田市排水設備工事指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。 （指定基準） 第 8 条の 3 町田市排水設備工事指定工事店の指定を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。 （1）略 （2）<u>排水設備工事責任技術者が 1 名以上専属していること。</u> （3）略 2・3 略 （工事店証の交付） 第 8 条の 4 略 2 町田市排水設備工事指定工事店は、工事店証を<u>き損し</u>、又は紛失したときは、直ちに市長に再交付の申請をしなければならない。 （排水設備工事責任技術者証の交付） 第 8 条の 9 略 2 排水設備工事責任技術者は、排水設備工事責任技術者証を<u>き損し</u>、又は紛失したときは、直ちに市長に再交付の申請をしなければならない。 （下水の排除の制限） 第 1 1 条 法第 1 2 条の 1 1 第 1 項の規定によ

り、次の表に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

	物質又は項目		鶴川処理区、南多摩処理区、浅川処理区に適用する基準 汚水1リットルに含まれる汚濁物質の量（単位ミリグラム）等	町田処理区、横浜処理区、川崎処理区に適用する基準 汚水1リットルに含まれる汚濁物質の量（単位ミリグラム）等
1 下水道法施行令第9条第4第1項第1号から第3号までに掲げる物	略	略	略	略
	5	六価クロム化合物	六価クロムにつき <u>0.2</u> 以下	六価クロムにつき <u>0.2</u> 以下
	略	略	略	略

り、次の表に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

	物質又は項目		鶴川処理区、南多摩処理区、浅川処理区に適用する基準 汚水1リットルに含まれる汚濁物質の量（単位ミリグラム）等	町田処理区、横浜処理区、川崎処理区に適用する基準 汚水1リットルに含まれる汚濁物質の量（単位ミリグラム）等
1 下水道法施行令第9条第4第1項第1号から第3号までに掲げる物	略	略	略	略
	5	六価クロム化合物	六価クロムにつき <u>0.5</u> 以下	六価クロムにつき <u>0.5</u> 以下
	略	略	略	略

質					質				
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
5 同 令 第 9 条 の 1 1 第 1 項 第 6 号 に 掲 げ る 項 目	1 の 部 か ら 4 の 部 ま で に 掲 げ る 物 質 又 は 項 目 以 外 の 物 質 又 は 項 目 で 条 例 に よ り 当 該 公 共 下 水 道 か ら の 放 流 水 に 関 す る 排 水 基 準 が 定 め ら れ た も の (3 の 部 2 の 項 に 掲 げ る 項 目 に 類 似 す る 項 目 及 び <u>大 腸 菌 数</u> を 除 く。)	当 該 排 水 基 準 に 係 る 数 値	当 該 排 水 基 準 に 係 る 数 値		5 同 令 第 9 条 の 1 1 第 1 項 第 6 号 に 掲 げ る 項 目	1 の 部 か ら 4 の 部 ま で に 掲 げ る 物 質 又 は 項 目 以 外 の 物 質 又 は 項 目 で 条 例 に よ り 当 該 公 共 下 水 道 か ら の 放 流 水 に 関 す る 排 水 基 準 が 定 め ら れ た も の (3 の 部 2 の 項 に 掲 げ る 項 目 に 類 似 す る 項 目 及 び <u>大 腸 菌 群 数</u> を 除 く。)	当 該 排 水 基 準 に 係 る 数 値	当 該 排 水 基 準 に 係 る 数 値	
2 略					2 略				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 1 1 条の改正規定(「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める部分に限る。)は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。